

事務連絡  
平成24年8月22日

各  $\left( \begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right)$  衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

食品衛生検査施設の設備に係る基準に関する疑義について（回答）

標記につきまして、別紙のとおり船橋市保健所長あて回答しましたので情報提供いたします。



食安監発第0713第1号  
平成24年7月13日

船橋市保健所長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長



食品衛生検査施設の整備に係る基準に関する疑義について（回答）

平成24年7月6日付け船保第721号により照会のあった標記に関して、下記のとおり回答します。

記

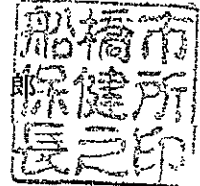
貴見のとおり。

ただし、自ら整備せずに委託を行う設備の範囲については、貴市における検査の必要性等をよく検討し、緊急に検査が必要となった場合であっても、必要な検査の体制が確保されるよう留意ありたい。

船保総第721号  
平成24年7月6日

厚生労働省医薬食品局  
食品安全部監視安全課長 様

船橋市保健所長 渡 邊 義



食品衛生検査施設の設備に係る基準に関する疑義について (照会)

地域主権一括法の改正に基づき、食品衛生法施行令及び食品衛生法施行規則の一部が改正され、都道府県等が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に係る基準が都道府県等の条例に委任されることになりましたが、食品衛生検査施設の設備に係る基準(従うべき基準)に関する疑義について照会いたします。

記

現在本市は、食品衛生法第29条に基づく食品衛生検査施設の設備に係る基準(従うべき基準)のうち、一部の整備されていない設備については、千葉県との協定書に基づく委託や食品衛生法第28条第4項の規定に基づく登録検査機関への委託により、設備を整備しているものとみなしてきたところです。

従いまして、今後も整備されていない設備については、登録検査機関や千葉県へ委託することで、設備を整備しているものとみなすことが可能と考えますが、国の見解をお尋ねします。

[連絡先]

〒273-0011

船橋市湊町2-10-18

船橋市保健所総務課 菅原・山田

TEL: 047(431)4191

E-mail: ho-somu@city.funabashi.chiba.jp

